臨海部レガシースポーツイベント実行委員会 (第1回)

日時:令和4年4月15日(金)午後4時から

場所:オンライン

議事次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 審議事項
 - (1)諸規程の改定について
- 4 報告事項
 - (1) 公募の結果について
 - (2) イベント内容について
- 5 その他(次回のスケジュール)
- 6 閉会

令和4年度臨海部レガシースポーツイベント実行委員会委員

分類	団体名	役職	委員
スポーツ	公益財団法人 東京都体育協会	事業部長	峯岸 智行
	公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	スポーツ振興部長	藤田 勝敏
	東京商工会議所	ビジネス交流部 副部長	大山 智章
自転車	一般財団法人 日本自転車普及協 会	主幹調査役	栗村修
	東京都自転車競技連盟	会長	中村 賢二
	一般社団法人 ジャパンサイクル リーグ	チェアマン	片山 右京
地元	江東区	地域振興部スポーツ振興課長	岩崎 裕之
	港区	教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課長	竹村 多賀子
	株式会社東京臨海ホールディング ス	経営企画部経営企画課 事業調整担当課長	安藤 育弘
	東京臨海高速鉄道株式会社	運輸部営業課長	出口 龍二

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会会則案

令和4年4月1日

(名 称)

第1条 本会は、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(以下「実行委員会」という。) と称する。

(設置目的)

第2条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。) のレガシーを活用した更なるスポーツ振興、東京の魅力発信及び地域振興に向けた、臨海部レガシースポーツイベント事業の実施を目的とする。

(業務内容)

- 第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構 成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者を もって構成する。

(組 織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

- 第6条 実行委員会に、次の役員を置く。
- (1) 委員長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

- 第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。
- 2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出

席して意見を述べることができる。

(任期)

- 第8条 委員及び監事の任期は、第13条の規定により実行委員会が解散するまでとする。 ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者 が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会 議)

- 第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった 場合には、その都度開催する。
- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行 委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報(実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。)について、その秘密を保持しなければならず、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第11条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長2名を置き、別表3に掲げる職にある者を もって充てる。

- 3 事務局長は、事務局業務を管理する。
- 4 事務局次長は、会長の職務を補佐する。 また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局 長の職務を代理する。
- 5 事務局は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課に置く。
- 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

第13条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第6項に定める者であって実行委員会 に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、生活文化ス ポーツ局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

(解散)

第14条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

- 第15条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第16条 実行委員会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第18条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第19条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附則

この会則は、令和4年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会 委員

[別表1]

組織名	所属等	氏名(敬称略)
JCL(ジャパンサイクルリーグ)	チェアマン	
東京都体育協会	事業部長	
東京都障害者スポーツ協会	スポーツ振興部長	
東京商工会議所	ビジネス交流	記部 副部長
日本自転車普及協会	主幹調査役	
東京都自転車競技連盟	会	長
株式会社東京臨海ホールディングス	経営企画部経営企画	课 事業調整担当課長
東京臨海高速鉄道株式会社	運輸部営業課長	
港区	教育委員会事務局 教育推進	部生涯学習スポーツ振興課長
江東区	地域振興部スオ	ペーツ振興課長

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会 監事(案)

[別表2]

組織名	所属等	
東京都	生活文化スポーツ局総務部企画計理課長	
東京商工会議所	ビジネス交流部長	

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会 事務局長

組織名

[別表3-1]

所属等

東京都	生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部事業推進担当部長		
	事務局次長	[別表3-2]	
組織名	組織名 所属等		
東京都	生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部事業推進担当課長(2名)		

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事業審査委員会設置要綱 令和4年4月1日

(目 的)

第1条 東京都及び臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(以下「実行委員会」という。) は、臨海部レガシースポーツイベントに係る事業(以下「事業」という。) に係る協定に基づき事業を実施するに当たり、発注・支出の妥当性等の観点から必要に応じて指摘を行うこと等により、実行委員会の行う事業の適切な遂行に資する審査を行うことを目的として、本要綱に定めるところにより、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事業審査委員会(以下「本委員会」という。) を設置する。

(組織)

第2条 本委員会は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(委員長)

- 第3条 本委員会に委員長を置き、別表に掲げる者とする。
- 2 委員長は本委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

(招集)

- 第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの 所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務める。

(審 査)

- 第6条 本委員会では、実行委員会の契約発注前に次に掲げる事項について審査するものとし、 これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して 指摘、助言等を行う。
 - 一 事業に係る経費の妥当性について
 - 二 事業実施に係る発注方法の適正さについて
 - 三 事業実施に係る契約行為の法的妥当性について
 - 四 その他事業に関し必要なことについて
- 2 本委員会では、実行委員会の契約後支出前に次に掲げる事項について審査するものとし、こ

れらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して指 摘、助言等を行う。

- 一 支出内容の適正さについて
- 3 審査に当たっては、別紙「臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事業審査委員会にお ける審査について」に基づいて実施するものとする。

(関係者の出席)

第7条 本委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(審査結果の尊重)

第8条 本委員会において審査(必要に応じて行われた指摘等を含む。)が整った事項については、東京都及び実行委員会はその結果を尊重するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはな らない。

(本委員会の運営に要する経費の負担)

第10条 実行委員会事務局は、本委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事務局に置く。

附則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

委員・	【第6条第1項に規定する発注前審査】TMI 法律事務所 北島弁護士
委員長	【第6条第2項に規定する支出前審査】山本髙志税理士事務所 山本税理士
委員	東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部企画調整課調整担当課長
委員	東京都政策企画局オリンピック・パラリンピック調整部調整課輸送施設調整担当課長

臨海部レガシースポーツイベント実行委員会業者等選定委員会要綱

令和4年4月1日

(目 的)

第1条 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(以下「実行委員会」という。)における 物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率 的な協議会運営に資するため、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会業者等選定委員 会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。
 - (1) 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること。
 - (2) 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関すること。
 - (3) 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関すること。
 - (4) 一件予定価格80万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること。
 - (5) 企画提案方式及び総合評価方式を採用する契約に係る業者の選定に関すること。
 - (6) 前各号を除き、一件予定価格 30 万円以上の特定業者の選定に関すること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長(以下「事務局長」という。)が特に 必要と認めた契約に関する業者の選定に関すること。

(構成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部事業推進担当部長

委 員 同局スポーツ総合推進部調整担当課長

同局スポーツ総合推進部企画調整課契約担当課長代理

2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

- 第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、 議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

- 第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の 目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議さ れた事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、生活文化スポーツ局の設置する業者選定委員会の指名基準に準じて 行うものとする。

(庶 務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は令和4年3月14日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

委託先選定委員会設置要綱

令和4年4月1日

(目的)

第1条 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事業に係る運営業務について、総合評価 競争入札により委託先を公正かつ適正に選定するため、「臨海部レガシースポーツイベント実 行委員会事業に係る運営業務委託先選定委員会」(以下「委託先選定委員会」という。)を設 置する。

(組織)

- 第2条 委託先選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別途定める者(別紙)をこれに充てる。
- 2 前項1に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。
- 3 審査委員会は、入札者に対してヒアリング等を実施することができる。

(委員長の職務及び代理)

- 第3条 委員長は、委託先選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する 委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

- 第4条 委託先選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 落札者決定基準の調査及び審議に関すること。
 - (2) 提出された提案書に対する技術的な審査及び評価に関すること。
 - (3) その他総合評価競争入札に関し、委員長が必要と認める事項に関すること。

(委託先選定委員会の開催)

第5条 委託先選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員の定数)

- 第6条 委託先選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 2 委託先選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委託先選定委員会は、必要があると認めるときは、委託先選定委員会に関係者の出席 を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。

(会議の公開)

第9条 委託先選定委員会は、非公開とする。

(審査委員会の庶務)

第10条 委託先選定委員会の庶務は、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会事務局において処理する。

(謝金の支払)

第11条 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会は、委員に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、委託先選定委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、 令和4年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、 令和4年4月1日から施行する。

委託先選定委員会委員 名簿

組織名		所属等	氏名 (敬称略)	備考
臨 海 部 レ ガ ・ フ イ ボ ・ ン ト	委員長	JCL (ジャパンサイクルリーグ) チェアマン	片山 右京	委員長
	事務局長	東京都生活文化スポーツ局スポー ツ総合推進部事業推進担当部長	松本 祐一	副委員長
	委員	東京都体育協会	峯 岸 智行	
外部委員		首都高速道路株式会社	藤原 新	委員
		東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部団体調整担当課長	知花 謙	
		東京都生活文化スポーツ局スポー ツ総合推進部事業推進担当課長	浅川 健太郎	

3月下旬発注案件の公募結果について

〇レガシースポーツイベント実行委員会 (仮称) 事務局運営補助業務委託

【委託項目(参考)】

資料作成補助、会議室確保、委員・関係者調整、委員会等当日の運営等の実行委員会事務局運営 補助業務、調達計画の単価に関する監査法人等への確認(必要時) 等

【入札結果】

指名競争入札により株式会社 交通総合研究所を受託者として選定。

【契約金額】

8,316,000円(稅込)

○レガシースポーツイベントの実施運営計画策定支援及び実施運営委託

【委託項目(参考)】

- (1) 調達計画の策定 イベントの実施に必要な物品、予算等の計画 等
- (2) 運営計画の策定

全体概要、大会運営計画、ライドイベント計画、多種目イベント計画、広報・誘客計画

(3) ライドイベント・多種目イベントの実施

当日の運営・撤去、ボランティア募集・研修 等

(4) 広報関連業務

特設ウェブサイトの開設、交通規制に係る広告掲出、イベント後の動画配信等

(5) イベント運営事務局補助

渉外業務、関係官公署への申請補助、会場・諸室の確保、出演者調整、コールセンター設置 等

【審査結果】

企画提案方式により株式会社電通スポーツパートナーズ、EY ストラテジー・アンド・コンサル ティング株式会社 共同事業体を受託者として選定。

163点(満点:200)

【契約金額】

955,900,000 円(稅込)

臨海部レガシースポーツイベント

〈開催のお知らせ〉

東京2020大会を契機に高まったスポーツ気運を更に高めるため、多くのレガシー施設が集まる臨海部において、自転車イベントと地域一体となってスポーツを楽しめるイベントを今年度に開催します。

また、このイベントを企画運営するための実行委員会(第1回)を4月15日(金曜日)に開催します。

1 臨海部レガシースポーツイベント概要

■実施日:令和4年11月23日(水曜日・祝日)

■主 催:臨海部レガシースポーツイベント実行委員会

■内 容:「自転車イベント」及び「地域一体となったスポーツ体験イベント」

(1) 自転車イベント

環境にやさしく、健康増進に資する自転車を活用した新たな東京の魅力づくりとして、開通 以来初めてレインボーブリッジを走る「自転車ライドイベント」などを実施

①自転車ライドイベント



- ・レインボーブリッジの橋の上や東京港海の森トンネル など、普段通れない、非日常的な東京のランドマークと なる場所を走行するコースを用意(ロングコースの一部 では周回も可能)
- 海の森公園では、自然の中を散策したり、都心の眺望を 楽しみながらリフレッシュできる空間を用意
- ・自転車ライドイベントは3,000人程度の参加者を予定しており、令和4年7月頃に特設ホームページなどで募集を開始する予定



②プロなどによるエキシビションレース等

プロやユースなどによる、ゴール間際の接戦が楽しめるクリテリウム*や、アクロバティックで迫力ある BMX のデモンストレーションなどを実施

※クリテリウム:コースを周回する自転車レース

③来場者の体験イベント

パラ競技用ハンドサイクルの体験会や、子ども用キックバイクの試乗体験などを実施

(2) 地域一体となったスポーツ体験イベント

臨海部一帯で多様なスポーツ体験の機会を提供する「スポーツ体験イベント」を実施 (1)コンテンツ

地域一体となってスポーツを楽しめるよう、バーチャルなどの DX 技術を活用した先進的なスポーツや、パラスポーツ、余り知られていないスポーツなど、身近に体験できるスポーツスポットを数多く用意

②実施場所

臨海部一帯の公園、駅、商業施設など、複数箇所で同時開催の予定

③参加方法

どなたでも参加可能

2 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会の開催

イベントの企画・運営等を目的として、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会をオンラインにより以下のとおり開催します。

【概要】

■ 名 称 : 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(第 1 回)

■ 開催日 : 令和4年4月15日(金曜日)午後4時から午後5時まで(予定)

■ 構成団体 : 公益財団法人東京都体育協会、公益財団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都自

転車競技連盟等

- 実行委員会委員長:片山右京氏
- 内 容 : イベント内容、事業者公募の結果、諸規定の改定について ほか
- ✓ オンライン会議の公開及び記者ブリーフィング実施の予定はございません。
- ✓ 会議資料及び議事は、4月15日(金曜日)午後5時(予定)に以下の都公式ウェブサイトに掲載します。
- ・スポーツ TOKYO インフォメーション:

https://www.sports-tokyo-

info.metro.tokyo.lg.jp/policyinformationOthers.html#programCouncil13

3 その他

東京2020大会のレガシーとして、多摩地域における自転車の大会開催を目指し、今年度計画 策定を進めていきます。

本件は、「『未来の東京』戦略」を推進する事業です。

戦略 16 スポーツフィールド東京戦略「スポーツフィールド・TOKYO」プロジェクト

【問合せ先】 生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部事業推進担当

電話 03-5320-7850(直通)

今後のスケジュール

・6 月下旬頃(予定) 第2回実行委員会